

令和8年5月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和8年5月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

5月21日(木) 午前9時27分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第23号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について  
議案第24号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について  
議案第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第26号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(17名)

1番 中村博	2番 横山喜一郎
3番 三村浩一	4番 守永正範
5番 大石博則	6番 鈴川肇
7番 原川久美子	8番 藤田芳昭
9番 矢次利典	10番 岩本裕子
11番 中野恵子	12番 草野隆司
13番 原田知美	欠席 金子哲也
15番 大田忠男	欠席 品川民雄
17番 長富繁美	18番 松田由美子
19番 片岡兼雄	

### ○議事録署名委員

5番 大石博則                      12番 草野隆司

### ○議事 事務局長

ただいまから、令和8年5月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番 大石委員、12番 草野委員  
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第21号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月11日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.5kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は、248㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、持分2分の1ずつで、●●●の●●●さんと、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんをご兄弟で、相続により持ち分2分の1ずつ共有する農地について、ご兄弟それぞれが市外在住で耕作管理が難しいため、農地付きの住宅物件として空き家バンク制度に登録しておられました。

この物件を譲受人である●●●さんが取得することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございません。農作業従事日数は、100日のご予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、既存のビワや柑橘といった果樹の栽培のほか、露地作物の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鋤や鍬、草刈機などをお持ちで、必要に応じて作業機械を購入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 5月11日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局3名と私とで現地確認を行いました。

内容につきましては、事務局の説明のとおりですが、この場所は手が入らなくなって14・15年以上たちまして、私の家の近所ですが、たいへん荒れております。このたび、取得して野菜を作りたいということで、手間はかかるかと思いますが、少しでも荒地がなくなればよいのではないかと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月11日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約2kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は543㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は7,248㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者もないため、申請地に隣接する、サービス業を経営されておられる譲受人の●●●さんへ、売買により譲渡する旨の打診をされておられました。

このたび、譲受人の●●●さんが、譲渡人からの申出を受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は30年。農業従事日数は120日です。

営農計画ですが、申請地において露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鍬や鋤、草刈機、軽トラックなどをお持ちで、今後、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第11番 5月11日に、事務局3名と、●●●委員さん、●●●推進委員さんと私、そして譲受人の●●●さん立会いのもと、現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

譲渡人の●●●さんは、高齢であるため、隣接の●●●さんにお話をされて、話がまとまったことのようにです。写真にありますよう

に、柿の木が2本あって、あとは雑草が生えています。ちょうど現地に行った際に、草刈りをされていました。柿の木と露地栽培をされるということで、問題はないものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は●●●ほか5筆で、地目は6筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は3, 276㎡です。

譲受人は●●●地域、●●●地区の推進委員の●●●さんで、耕作面積は361, 848.97㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もおらず、耕作が困難であることから、当該農地を利用権設定により耕作されていた譲受人の●●●さんへ贈与により譲渡する旨の打診をなされておられました。

この申出を●●●さんが受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験年数は8年です。農業従事日数は300日です。また、奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は3年、農業従事日数が150日です。そのほか、雇用従業

員が2名いらっしゃいまして、年間延べ農作業従事日数は150日です。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、コンバインなど、営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第1番 今、説明がありましたとおり、5月7日、現地確認をいたしました。譲受人は、皆さんご存じの推進委員の●●●さんです。現在、ほ場整備が進行されておりまして、現段階で、この●●●さんの農地も対象になっています。譲渡人の●●●さんは、次男であります。長男は20年くらい前に亡くなられて、その後、●●●におられる●●●さんが相続されたようです。ほ場整備の話があって、たびたび地権者会議など、いろいろあり、ほ場整備ですから、いずれ賃借料としてお金がもらえると思うのですが、整理して早く手放したいという気持ちがあったようです。最後の案件にも出てまいりますが、山のような農地がございますが、これらも非農地証明をもらって、全部の農地をとってこれということで、贈与ということだったようです。問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約1.7kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか2筆で、地目は3筆ともに登記が田・現況が畑で、面積の合計は834㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は6,030㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●地域、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは身体に障害があり農業後継者もおらず、耕作が困難であることから、隣接農地を耕作される譲受人の●●●さんへ売買により譲渡する旨の打診をなされておられました。

この申出を●●●さんが受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験年数は10年です。農業従事日数は250日です。●●●さんの住所は●●●ですが、ご実家が同地域内にありますので、ご実家から通作なされます。

営農計画ですが、申請地において露地野菜の栽培を行われ、いずれハウスを整備し施設野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、コンバイン、耕運機、草刈機など営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきまして、5月7日、●●●推進委員さんと、事務局と私で現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。譲渡人の●●●さんは高齢で、お体も悪く、土地をいっぱい持っていて、どうしようと言われていましたが、今回、売買されるにあたり、良かったと言われていました。譲渡人の●●●さんは、お母さんの介護のため、ほとんど同じ地区にある実家におられ、野菜等を市場に出されるなど、とても熱心な方なので、問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る4月28日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約5.5kmに位置し、●●●にある赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか7筆で、地目は登記が田、現況が畑の筆が1筆、残り7筆は登記・現況ともに畑で、面積の合計は18,686㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は769,720㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●地域、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは高齢で農業後継者もおらず、耕作が困難であることから、利用権設定により当該農地を耕作されていた譲受人の●●●さんへ売買により譲渡する旨の打診をなされておられました。

この申出を●●●さんが受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、●●●支店の雇用従業員4名で年間延べ250日の作業従事に充たられるほか、今後、さらに4名程度の雇用人員の増員を予定されておられます。

営農計画ですが、申請地においてオリーブの作付を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターやフレールモア、ハンマーナイフモア、トラック、バックホウなど営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第8番 4月28日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局2名と私で現地確認を行いました。この件につきましては、オリーブが●●●に入るときに、いろんな話が出て、地元の農業者と●●●と区分した際に、元の●●●の組合長さんの●●●さんが残る農業者が、有意義に農業ができるようにと、自分の土地を譲る予定でおられましたけれども、一応安定してようやく地元と●●●との境界がはっきりしたので、●●●さんも税金ばかりずっと払うのはたいへんだからと、今回●●●さんを買って欲しいということで、今回売買により譲渡となり、すべての案件が安定したと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る4月28日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約400mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田で、面積は1,195㎡です。

譲受人は●●●地域、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は5,013㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは高齢で農業後継者もおらず、耕作が困難であることから、隣接農地を耕作されている譲受人の●●●さんへ贈与により譲渡する旨の打診をなされておられました。

この申出を●●●さんが受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験年数は35年です。農業従事日数は130日です。ご主人が、年齢●●●歳、農業経験年数が40年、農業従事日数が30日です。

営農計画ですが、申請地において水稻の作付を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機など営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきましても、4月28日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局2名と私で現地確認を行いました。今、●●●地区でも後継者は非常に少ない中で、この方は、養子さんで、自分の年金を出してでも百姓をやっておられる貴重な人材ですので、そういった方が購入してやられることは良いことですので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第22号第1項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

5月11日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ1.6kmの市道沿いに位置する、第一種低層住居専用地域内にあり、過去に農業公共投資の対象となっていない、農地と住宅が混在する地域にある小農地で、農地法施行

規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は178㎡外1筆、合計面積は207㎡です。

申請地と宅地1筆の一体利用地を含めた合計面積は673.11㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、市道●●●線沿いの●●●近くにある、●●●の分岐点の隣で、●●●、●●●の裏にある農地になります。

(写真の説明 6枚)

転用目的ですが、●●●さんは、本社を●●●に置き、●●●に●●●を置かれて、煉瓦・タイル販売及び施工やデザイン企画業務を行い、現代建築から修復保存まで種々の煉瓦建築を手がけておられる会社です。

このたび、萩焼ブランドと煉瓦のコラボレーションのため萩の地を選定され、萩焼で作った煉瓦を萩から製造販売するために、社長である●●●さんが、●●●地区の風光明媚な雰囲気気に入り、また、敷地内を●●●が流れていることに大きな魅力を感じられたため、申請地の一体利用地の宅地に社長の自己用住宅と煉瓦のデザインを行う工房（アトリエ）と離れを建て、申請地には駐車場（8台分）兼煉瓦の展示スペースを整備するものです。

なお、●●●にある、●●●の登り窯を利用させてもらい萩焼で煉瓦を作ると聞いております。また、●●●さんのお父さんは●●●出身ということです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側に●●●さん所有の畑がありますが、隣接農地承諾書はありませんが、このたびの売買について話をされており、特に問題はないとのことでした。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造瓦葺平家建の自己用住宅兼工房（アトリエ）1棟、建築面積168.93㎡、木造瓦葺平家建の離れ1棟19.87㎡、駐車場（8台分）兼煉瓦の展示スペースを整備される計画です。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内に溜枡を設置し、北側市道内の道路側溝へ流し、汚水は、東側赤線（道）内にある公共下水道に流すため適当です。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地し、四方には生垣や樹木があるため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。

こちらが立面図となります。

建物の高さは、自己用住宅兼工房は5.65m、離れは4.52mです。

また、盛土・切土を行わないので、盛土規制法は該当しません。

なお、ここ●●●及び●●●周辺地区は、萩市景観計画において、歴史的文化遺産や、歴史的風土を有する区域、並びに良好な景観の形成が特に必要とされる重点景観計画区域の歴史的景観保存地区として設定されているため、現在、萩市都市政策課と協議中です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第11番 この件につきまして、5月11日、事務局3名と、●●●委員さん、●●●推進委員さんと、私と、●●●の方の立会いのもと、現地調査を行いました。内容については、事務局の説明がありましたが、●●●の●●●の●●●がありますけども、その道路を隔てた向かい側の土地に●●●さんの自宅、アトリエを建設され、その隣接農地を駐車場に転用するというものです。土手を降りたらすぐ左手になります。現地を見ましたら、農地の状況は何も植えてなくて草が結構生えていたのでしょうか。それと木も多少生えていたみたいで、それを切ったものが隅にまとめて置いてありました。観光客も結構いらっしゃる所ですので、きれいに整備された方がよいと思いますので、問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 ここは伝建地区なのですか。

事務局 いえ。伝建地区ではなく、景観の関係で、●●●の周辺地区がちょっと厳しいところなので。

議 長 わかりました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月30日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ1.5kmの県道沿いに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、県道・宅地・山林に囲まれた地域にある小集団農地(3ha)で第2種農地です。該当条文はありません。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況とも畑、面積は86㎡外2筆、合計面積は1,502㎡です。

転用者は、●●●の●●●で、所有者は、●●●の●●●さんです。

場所は、県道●●●線を●●●方面に行き、●●●さんの事務所の隣にある農地になります。

(写真の説明 9枚)

転用目的ですが、譲受人の●●●さんは、現在、●●●に事務所を置き、土木建築請負業を営まれておりますが、本店所在地には従

業員の駐車場でいっぱいであり、工事が重なる際には、重機の置き場が狭くなっている状態であるため、譲渡人の●●●さんから売却の話があったため、本店所在地の隣接地にある申請地を購入し、駐車場・進入路・資材置場として整備される計画です。

譲渡人の●●●さんは、市外に居住しておられ、老齢により管理もできないことから、売買を●●●さんに打診されたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側に●●●さん所有の田●●●、●●●さん所有の畑●●●がありますが、隣接農地承諾書も添付されており、特に問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、申請地にこのように、重機の積み下ろし場、進入路、車両回転場、ユンボ8台、ダンプ2台の駐車場、奥の方は工事残土仮置場として利用される計画です。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、盛土を50cmとし、山ずりで埋立て整地し、南側は既存のコンクリート擁壁があり、北の●●●さんの宅地側は土羽とし、残土仮置場の方は土羽及び現状ままとするため、土砂等の流出のおそれは無く適当です。

なお、先ほどの現地写真でも説明いたしましたが、南側の●●●側から北側の●●●さん宅側を經由して、県道の側溝に繋がる、地積図上にない水路があるため、水路をつぶさないように法面を土羽にするとのことです。

また、盛土を行う関係で、盛土規制法に該当しますが、申請地は、宅地造成等工事規制区域内であるため、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超に該当しますが、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない、災害の発生の恐れがないと認められる工事であるため許可不要となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、4月30日、事務局2名、●●●委員さん、私の計5名で、譲受人代理人、●●●土地家屋調査士の立会いもと、現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。現地の状況につきましても、スライドのとおりでございます。申請地は譲受人の●●●の隣接地であり、資材置場、作業車両等、工事重機置場の設置に使用して、作業効率を良くするために、●●●が購入されました。また、●●●の従業員26名が就業して、経営内容も安定しており、萩阿武地域及び、山口県外も受注工事があり、今後の受注増加が見込まれます。特に問題はありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

5月11日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ1.2kmの市道沿いに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地です。

第1種農地であり、原則、転用は許可できませんが、例外規定で

ある、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可基準を満たしております。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は221㎡外2筆、合計面積は298㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。●●●さんは、●●●さんの息子になります。

権利区分は、使用貸借による権利の設定となります。

場所は、市道●●●線沿いにある農地になります。

(写真の説明 4枚)

なお、進入路部分となる●●●は、元は●●●から分筆したものです。元々、●●●は●●●さんと言う方の居宅が建っており宅地でしたが、●●●さんが平成25年2月に買われたのち、解体されて、登記地目を平成26年7月に畑へ変更されています。よって、この舗装はかなり前からあったものです。

なので、議案は現況荒廃としています。

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さんは、市内の借家に住まわれていますが、実家の近くで家を建てることを相談したところ、申請地を薦められたため、父親名義の申請地を使用貸借し、自己用住宅(1棟)と駐車場・進入路を整備するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北・西・南側に貸付人である●●●さんの農地があるのみで、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造合金メッキ鋼板葺平家建の自己用住宅1棟、建築面積92.74㎡と駐車場3台分及び進入路58㎡を整備される計画です。

敷地面積は進入路部分の転用地●●●を除いた240㎡で一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は38.6%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

なお、進入路部分の●●●は、道路位置指定(建築基準法第42条第1項第5号)を申請予定とのことです。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内に溜枡を設置し、東側市道内

の道路側溝へ流し、汚水は、合併浄化槽を設置し、同じく東側市道内にある道路側溝に流し、流末は農業用排水路に流れるため、水利組合の承諾もあり適当です。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地し、東側及び南側には既存のコンクリート擁壁があるため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。

こちらが立面図となります。建物の高さは約4.36mです。

なお、屋根の一部には太陽光パネル15枚設置されます。

また、盛土・切土を行わないので、盛土規制法は該当しません。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきまして、5月11日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局3名、そして私とで現地確認を行いました。内容については事務局の説明のとおりです。私の家の近所なのですが、所有者の話によりますと、きれいになっている部分は畑なのですが、砂が多く、今まで何を作ってもうまくできなかったということ聞いております。昨年息子さんが結婚されて、息子さんの話から、親心とも言いますか、近くに住んでもらいたいということで、スライドでは見えませんが、右側に道を挟んで実家があります。ここではどうかということで、このたび、息子さんが家を建てることになりました。特に問題はないものと思われまますのでご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第23号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第23号促進計画の説明をいたします。

農地中間管理事業による利用権設定について、農地中間管理事業法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構からの計画案作成協力に基づいて市町が農用地利用促進計画（案）を作成し、農地中間管理機構へ提出することとなります。この作成された、農用地利用集積等促進計画（案）については、機構法第19条第3項により農業委員会の意見を聴取するものとあることから、計画（案）について意見を問うものです。

このたびの農用地利用集積等促進計画（案）ですが、農地中間管理事業の従前の「公社通し」と呼ばれていた2段階方式と「旧相對契約」にあたる一括方式により、6月1日付けで新規契約を行うものを上程するものです。

はじめに、2段階方式の契約からご説明いたします。議案書7ページのとりまとめ表をご覧ください。

令和8年6月1日に利用権設定されるものは、むつみ地域において新規設定がございまして、1件5筆、地目は全て田で、面積の合計は9,258㎡です。

次のページに促進計画（案）の内容を記載しておりますが、所有者が亡くなられた農地を●●●さんが賃貸借により耕作なされるものです。

続いて、旧相對契約にあたる一括方式についてご説明いたします。議案書9ページの利用権設定状況のとりまとめ表をご覧ください。

令和8年6月1日付けで利用権設定されるものは、萩地域、田万川地域、むつみ地域、須佐地域において新規設定がございまして、総件数は5件、筆数が9筆、地目は田が6筆、畑が3筆で、面積の合計は22,353㎡になります。

次の10ページに地域ごとの促進計画の内容を記載しております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第23号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり承認いたします。

議 長 議案第24号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第24号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明します。本議案につきましては、令和8年3月総会で決定いただいた目標について、3月総会時点では令和7年度末の集積面積や遊休農地面積等が確定しておらず、暫定値での設定であったものについて、このたび、集積面積等の修正を行い、改めて目標の設定を行うものでございます。

それでは、議案の12ページからご覧ください。12ページ、2の農家・農地等の概要でございますが、認定農業者について、168から158へ、基本構想水準到達者について、101から111に、認定新規就農者について、4から6に修正しています。その下の耕地面積について、田の面積が3,210ha、畑の面積が954haとなります。合計しても4,160haにはならないのですが、農林水産省が発表している作物統計の数字に基づくこととされていきますので4,160haで記載します。

つづきまして、13ページの1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)農地の集積の①は現状で、3月総会時にこれまでの集積面積が1,713ha、集積率41.2%であったものを、集積面積1,737ha、集積率41.8%に修正いたします。

担い手への集積面積の修正に伴い、②の目標について、今年度の新規集積面積を177haに、今年度末の集積面積(累計)を1,914haに、今年度末の集積率の目標を46%に修正いたします。

次に、(2)遊休農地の解消の①は現状で、3月総会時は1号遊休農地の面積が25haであったものを24haに修正します。このうち、草刈り等で直ちに耕作可能な緑区分の遊休農地が16haであったものを15haに修正します。緑区分の遊休農地が1ha

の減少となりました。

また、14ページについて修正はございません。こちらの目標につきましては、ご承認いただきましたら、市のホームページ等で公表することとなります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

#### (報告事案-1)

議 長 議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。本日は、4件の合意解約が提出されております。

第1項ですが、対象農地は、●●●ほか4筆で、耕作者の立●●●さんと所有者の●●●さんの相対契約にあたる合意解約で、解除後は、別の耕作者が耕作なされます。

続いて、第2項と第3項は、農地中間管理事業の解約で、関連がありますので一括して説明いたします。

対象農地は、●●●ほか1筆で、第2項の賃貸人で農地所有者である●●●さんの農地、2筆を、やまぐち農林振興公社を介して●●●地区の●●●さんが賃貸借されていたものの合意解約になります。解約後は、所有者の親族が保全管理をなされます。

続いて、第4項ですが、対象農地は●●●ほか1筆で、耕作者の●●●さんと所有者の●●●さんの相対契約にあたる合意解約で、解約後は別の耕作者が耕作なされます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第25号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第26号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第26号第1項について説明いたします。議案は18ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

5月11日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に1.9kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は396㎡、外3筆で合計面積は1,668㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、先ほどの議案第21号第2項の3条申請地の畑の隣にある農地です。

(写真の説明4枚)

申立てによると、申請地4筆は、平成29年1月に相続したが、平成14年頃から手入れを行っておらず、簡易倉庫(ビニールハウス)を建て農機具等を保管し、また、駐車場として利用していたとのことです。

本調査によると、申請地●●●は簡易倉庫が置かれ、碎石敷きの進入路及び駐車場として、●●●は整地された駐車場及び進入路として、●●●は埋立てされたバラス敷きの駐車場として、●●●は市道の一部(待避所)として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

5月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北に1.1 kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は122㎡、外1筆で合計面積は452㎡です。

申請人は、●●●の持分2分の1の●●●さん外1名です。

こちらが、申請地で、国道●●●号線沿いにある海岸沿いの台地に柑橘園が広がる●●●というところにある農地です。

(写真の説明2枚)

申立てによると、申請地2筆は、平成16年3月に相続したが耕作しておらず、●●●には雑木が生えており、●●●には竹が繁茂しているとのことです。

本調査によると、申請地●●●は雑木が生い茂り、●●●は竹が生い茂っており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

同じく、5月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北に1.1 kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は152㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、先ほどの2項の●●●の隣にある農地です。

(写真の説明1枚)

申立てによると、申請地は、平成13年9月に相続したが耕作しておらず、竹が繁茂しているため、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は竹が生い茂っており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第4項について説明いたします。議案は19ページです。

5月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西に2.1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は750㎡、外3筆で合計面積は3,214㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●という地区で、●●●はため池の上にある農地で、●●●は山裾にある農地で、●●●と●●●は市道●●●線の近くにある農地です。

(写真の説明4枚)

申立てによると、申請地4筆は、相続により持分2分の1を平成16年に取得し、持分放棄により持分2分の1を平成23年に取得したが、県外に住んでいるため耕作しておらず、雑木や竹が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地●●●は雑木が生い茂り、●●●は竹が生い茂り、●●●、●●●は30年生位のスギが植えられており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第5項について説明いたします。

5月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南に330mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は298㎡、外2筆で合計面積は699㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●を挟んで●●●は山沿いに、●●●、●●●は宅地にはさまれたところにある農地です。

(写真の説明3枚)

申立てによると、申請地3筆は、昭和30年頃から耕作放棄され、現在、●●●は山林、●●●、●●●は竹やぶとなっているとのことです。

本調査によると、申請地●●●は竹や雑木が生い茂り、●●●は竹が生い茂り、●●●は一部竹が生い茂っており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員が挙手)

議長 はい。●●●委員。

第15番 先ほど、●●●の3条が出ておりましたが、●●●さん、非農地証明でも●●●さんが出てきますが、これは同じ●●●さんですか。●●●のえいが、栄えると英語の英になっています。

事務局 同じです。

第15番 同じ人で字が違うのですか。

事務局 すみません。2ページの第3条第2項の●●●が間違っております。さかえるの栄ではなく、英語の英が正しいです。大変申し訳ございませんでした。

第15番 はい。わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第26号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会